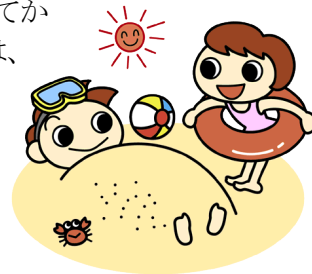


7月19日(金)、1学期の終業式を迎えました。4月8日(月)に始業式を行ってから3か月。校長先生からは「よりよく変わる」という話がありましたが、子供たちは、3か月の間に少しずつ変わってきた様子が見られました。そして、夏休み。学校の授業から離れて、家庭での活動が中心となり、地域での行事にも参加する機会が多くなると思います。8月27日(火)、2学期の始業式には、大きく成長した姿を見せてくれることを期待しています。約40日間の夏休み。地域の皆様も、子供たちの活動を見守っていただければと思っています。



作陶教室(6年生)が開かれました!

6月10日(月)、6年生の「作陶教室」が開催されました。山形県の銀山温泉の麓から、伊藤瓢堂先生を招いて、今年で18年目を迎えました。いつもの年なら、材料となる粘土採りから始めますが、今年度は先生の都合で、抹茶碗づくりから始めました。

始めに、お茶会のデモンストレーションで、お茶の作法や“心”を学び、「和敬清寂」という言葉の深い意味を教えてくださいました。その後、実際に茶碗づくりに入りました。子供たちの表情は真剣そのもの。焼き上がりが楽しみで、最後のお茶会をどのように迎えるか、待ち遠しいようでした。



浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク会議を開催!

6月26日(水)、竹隈市民センターで「浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク会議」が開かれました。『地域学校協働活動』とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことをいいます。昨年度から、何かしら子供と関わり合いながら活動している団体に集まっていたり、様々な情報交換等を行っています。今回は、浜田小学校コミュニティ・スクールとの一体的推進を目指し、ネットワークの規約づくりや当面の共通した目標づくりを行いました。

目標づくりについては、浜田小コミュニティ・スクールの目標と合わせる形で、『子どもたちのふるさとづくり』ということにしました。それぞれの団体の活動のねらいは尊重し、子供たちと関わる時に、『子どもたちのふるさとづくり』を意識して活動してみようということです。参加していただいた団体は、次の団体です。

「住みよい浜田をつくる会」「社会福祉協議会浜田支部」「浜田地区女性会」「浜田地区高齢者クラブ連合」「浜田地区民生委員・児童委員」「保健推進委員連絡協議会浜田支部」「食生活改善推進委員会浜田支部」「浜田小学校PTA」「見守り隊」「魁の会」「クヴァーク・シユカ(読み聞かせ)」「浜田小学校放課後学級」「浜田小学校放課後子ども教室(こどもの劇場)」「浜田小学校ドッジボール少年団」「浜田小学校サッカー少年団」「浜田小学校バドミントン少年団」「浜田小学校ブラスバンド」「浜田小学校放課後学校クラブ」「浜田小学校学校運営協議会」「浜田小プロジェクト委員会」



浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）設置規約

（目的）

第1条 この規約は、浜田小学校区内において、学校の教育方針・目標に基づき、地域と学校が連携・協働した教育活動（地域学校協働活動）を行い、教育活動の充実を図るために整備される、地域が一体となって子供を育てるゆるやかなネットワークの設置について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 このネットワークは、浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）と称する。

（組織）

第3条 浜田小学校区地域学校協働ネットワーク（地域学校協働本部）は、次に掲げる構成員により組織し、それぞれを「地域学校協働活動協力員」とする。

- (1) 水戸市教育委員会が依頼した地域コーディネーター
 - (2) 浜田小学校学校運営協議会委員及び地域連携担当（学校職員）
 - (3) この規約に賛同した地域学校協働活動を行っている地域住民・団体組織及び地域コーディネーター、校長が認める者
- 2 浜田小学校区地域学校協働ネットワーク（地域学校協働本部）に本部長を置き、地域コーディネーターをもって充てる。

（役割）

第4条 構成員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域コーディネーター
学校運営協議会及び地域連携担当と連絡・調整を図りながら、学校ニーズと地域住民の思いをつなげ、学区内における地域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進するとともに学区内における一体的・効果的な地域学校協働活動の推進を図る。
- (2) 浜田小学校学校運営協議会委員及び地域連携担当（学校職員）
地域の支援や参画について、学校ニーズをとりまとめるとともに、地域コーディネーターと連携しながら、地域と連携・協力した教育活動を推進する。
- (3) 地域学校協働活動を行っている地域住民及び団体組織及び地域コーディネーター、校長が認める者
実際に、学校と地域が協働した教育活動を行う。

（選任）

第5条 構成員は、次に掲げる手続きにより選任する。

- (1) 地域コーディネーター
水戸市教育委員会が竹限市民センター所長に学校長の推薦に依頼する。
- (2) 浜田小学校学校運営協議会委員及び地域連携担当（学校職員）
浜田小学校学校運営協議会委員及び浜田小学校の校務分掌に位置付けられた教職員をもって充てる。
- (3) 地域学校協働活動を行っている地域住民、団体組織及び地域コーディネーター、校長が認める者
この規約に賛同した者で、地域コーディネーター、学校運営協議会及び校長が「地域学校協働活動協力員」として依頼する。

（会議）

第6条 浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）は、本部長主催で、少なくとも年1回は、構成員参加による意見交換会を開催し、情報交換をし、必要な事項について話し合う。

（事業）

第7条 浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）は、第1条の目的を達成するため、以下に掲げる活動を行う。

- (1) 学校支援活動
- (2) 家庭教育支援活動
- (3) 地域活動
- (4) 放課後子ども教室
- (5) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

（事務局）

第8条 浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）の事務局は、水戸市竹限市民センターにおく。

2 事務局員は、本部長をもって充てる。

（遵守事項）

第9条 浜田小学校区地域学校協働活動ネットワーク（地域学校協働本部）は、政治活動・宗教活動及び営利目的の活動を行わず、またこれを利用しない。

2 構成員は、児童その他関係者の個人情報の保護に万全を期するものとし、事業の実施を通じて知り得た情報等については、外部に漏らしてはならない。地域学校協働活動ができなくなった場合でも同じとする。

この浜田小学校区地域学校協働活動ネットワークには、団体に所属していない方でも、上記の規約に賛同していただける方なら、個人登録で「地域学校協働活動協力員」として参加できます。ボランティア活動となりますが、個人登録の方の活動例としては、「英会話授業等の授業支援」「授業参観を含む校内の見守り」「テストの軽微な採点等の教員支援」「学校の環境整備（図書室や校庭等）」「緊急時における登下校の見守り（天候の急変や不審者対応時等）」などがあります。

この地域学校協働活動については、「割り当て」や「当番」といった考え方ではなく、「できる方ができる範囲で」という考え方です。登録されたからといって、市民センターや学校から連絡があった時に、必ず対応しなければならないといったことはありません。ただ、個人登録の方への連絡が、学校の「マチコミメール」を利用させていただきますので、「マチコミメール」が受信できる携帯電話やパソコンをお持ちの方に限られます。マチコミメール登録の仕方等については、個人登録の申出があった段階で、お伝えします。

個人登録をさせていただける方は、竹限市民センター（TEL; 029-231-2045 担当者は市民センター所長）に直接、連絡をお願いいたします。「地域学校協働活動協力員」の名札を発行いたします。

【地域学校協働活動協力員としてマチコミメールに登録された方へ】

次回のテストメールを 8月5日（月）の午後3時ごろに行います。メールが届かないという方は市民センターへ連絡をお願いいたします。